

国の行政機関の職員の定員の純減方策について (中間取りまとめ) (仮称) (素案)

平成 18 年 3 月 日
行政減量・効率化有識者会議

1 はじめに

(1) 検討経緯

「行政改革の重要方針」(平成 17 年 12 月 24 日閣議決定。以下「重要方針」という。)において、政府は、簡素で効率的な政府の実現に向け、行政のスリム化、効率化を一層徹底することが必要との認識の下、公務員の総人件費について大胆な削減を図ることとする「総人件費改革の実行計画」を決定した。その一環として、重要方針では、国の行政機関の定員(33.2 万人)を今後 5 年間で 5 %以上純減させるため、厳格な定員管理により大幅な純減(1.5%以上の純減)を確保するとともに、重要方針に列挙された重点事項を中心に、「業務の大胆かつ構造的な見直しにより、透明性の確保に配慮しつつ民間関係者等の意見を聴く場を活用しながら、事業の要否及び主体について仕分けを行い効率化を図り、事務事業の削減(ワークアウト)を強力に進め、その結果を定員の削減(3.5%以上の純減)に反映させ、5 %以上の純減を確保する」こととされた。

行政減量・効率化有識者会議(以下「有識者会議」という。)は、重要方針に定められた業務の大胆かつ構造的な見直しによる国の行政機関の定員の純減の実施に向けた個別具体的な取組について、政府行政改革推進本部の下で検討を進めるため、これまでの「独立行政法人に関する有識者会議」を改組して開催することとされた。

重要方針で「重点事項」として掲げられた 8 つの個別事項については、1 月 6 日の閣僚懇談会において、行政改革担当大臣から関係閣僚に対して、定員の大幅な純減のための具体的な削減方策を検討し、報告するよう要請がなされた。また、重要方針における「重点事項」のうち、地方支分部局等の見直し及び I T 化による業務のスリム化については、同日の閣僚懇談会において、総務大臣に協力要請が行われた。

有識者会議は、第 1 回会議(1 月 31 日)及び第 2 回会議(2 月 8 日)における議論を経て、関係府省において個別具体的な取組方策の追加検討を求める 7 事項を選定した。これらの事項については、2 月 10 日の閣僚懇談会において、行政改革担当大臣から関係閣僚に対し検討要請が行われた(注)。

有識者会議は、第 3 回(3 月 10 日)、第 4 回(3 月 16 日)及び第 5 回(3 月 22 日)の会議において、1 月 6 日に検討要請がなされた 8 事項等について、関係府省から検討状況の報告を聴取し、関係府省に対し指摘を行った。これらの事項のうち、一部の事項については、有識者会議として 4 月に改めて報告を聴取することとした。

また、地方支分部局及び I T 化に係る取組については、第 1 回会議及び第 5 回会議において総務省行政管理局から検討状況の報告を受けた。

さらに、重要方針に基づき政府で検討が進められている定員の純減目標達成のための配置転換、採用抑制等の枠組みについて、第 4 回会議で内閣官房行政改革推進事務局から検討状況の報告を受けた。

(注) これを受けて、同日、行政改革推進事務局から関係府省に対して、それぞれの「定員純減に向けた検討の方向」を示し、それに沿って抜本的な体制の見直しを検討し、その見直し結果を、考え方や根拠とするデータ等とともに提出するよう求めた。

(2)「中間取りまとめ」について

重要方針では、国の行政機関の定員の純減について、「遅くとも6月頃までに行政改革推進本部において成案を得、政府の方針として決定する」こととされている。有識者会議としては、業務の大胆かつ構造的な見直しに向けた方向性を導き出すべき15の分野について、今後引き続き精力的に検討作業を進めることとしているが、この際、これまでの有識者会議における意見・指摘を中心に整理し、取りまとめて公表することとした。

国の行政機関の職員の定員の純減に向けた有識者会議におけるこれまでの検討状況を国民に対して明らかにすることにより、審議過程の透明性を確保するとともに、国民各層からも意見を求めるものである。これにより、成案を得るまでに許された時間は短いですが、今後の検討の推進に資することとしたい。

2 国の行政機関の定員の純減に向けた検討状況

(1) 重点8事項等について

ア 農林統計関係 <行政ニーズの変化に合わせた業務の大胆な整理>

(ア) 主な業務と関係定員

- ・統計部門 約 4,100 人
 - 企画・取りまとめ部門 約 1,200 人（ブロック段階約 300 人、県段階約 900 人）
 - 実査部門 約 2,500 人（生産統計約 1,200 人、経営統計約 1,000 人など）
 - 管理部門 約 400 人
 - ・情報部門 約 900 人
- （注）計約 5,000 人は、地方農政局（7）統計部、統計・情報センター（266）等に配置

(イ) 農林水産省の検討状況（回答要旨）

全体として「引き続き検討する」として、削減数（又は最小限の所要定員）を示さなかった。また、政府全体としての実効ある配置転換円滑化対策が必要としている。

(ウ) 今後の検討の方向

（検討中）

イ 食糧管理関係 <行政ニーズの変化に合わせた業務の大胆な整理>

(ア) 主な業務と関係定員

- ・主要食糧部門 計約 3,300 人
 - 主要食糧の備蓄運営（買入れ、売却、保管）、国家貿易等 約 1,000 人
 - 農産物検査（民間検査の監督等） 約 400 人
 - 米穀の生産調整等 約 800 人
 - 米麦の生産・流通調査 約 600 人
 - 管理部門 計 1,100 人のうち約 500 人
 - ・消費・安全部門 計約 4,100 人
 - 牛トレーサビリティ 約 900 人
 - 食品表示監視 約 2,000 人
 - 農畜産物の安全性、食品価格・需要動向調査等 約 600 人
 - 管理部門 計 1,100 人のうち約 600 人
- （注）計約 7,400 人は、地方農政局(7)、地方農政事務所（38）に配置

(イ) 農林水産省の検討状況（回答要旨）

全体として「引き続き検討する」として、削減数（又は最小限の所要定員）を示さなかった。また、政府全体としての実効ある配置転換円滑化対策が必要としている。

(ウ) 今後の検討の方向

（検討中）

ウ 北海道開発関係 <行政ニーズの変化に合わせた業務の大胆な整理>

(ア) 主な業務と関係定員

・北海道開発局	6,283 人
道路部門	約 2,300 人
治水部門	約 1,100 人
港湾・空港部門	約 460 人
農業・水産部門	約 1,180 人
総務部門その他	約 1,250 人

(注) 計 6,283 人は、北海道開発局本局 (910 人)、11 の開発建設部 (2,874 人) 及び 128 の事務所・事業所等 (2,499 人) に配置

(イ) 国土交通省の検討状況 (回答要旨)

民間委託の推進で約 200 人、内部管理要員比率の引下げで約 200 人の計約 400 人を削減するとしている。

しかしながら、この削減数が、定員合理化計画 (18～21 年度) の削減数 606 人の内か外かについては明確にできなかった。また、雇用の確保に関する枠組みの内容を踏まえた検討が必要であるとして、具体的な純減目標数の全体は示さなかった。

(ウ) 今後の検討の方向

(検討中)

エ ハローワーク関係及び労働保険（労災）関係 <包括的・抜本的な民間委託等>

（注）追加検討要請事項のうち、「労働保険（労災）関係」を合わせて検討することとした。

（ア）主な業務と関連定員

- ・ハローワーク関係（職業紹介、雇用保険給付、雇用対策事業）

公共職業安定所の定員 12,164 人

職業紹介関連 約 6,000 人

雇用保険 約 2,600 人（適用・徴収約 900 人（注 1）、給付約 1,700 人）

雇用対策関連 約 1,900 人（指導約 1,500 人、助成金給付約 400 人（注 2））

総務部門 約 1,700 人

- ・労働保険（労災）関係（労災保険の適用・徴収・給付等、労働福祉事業）

都道府県労働局等の関係定員（雇用保険部門の一部と重複） 5,121 人

労災保険関連 4,865 人（適用・徴収 1,825 人（注 1）、給付 3,040 人）

労働福祉事業関連 87 人

総務部門 169 人

（注 1）労働保険（雇用・労災）の適用・徴収で、計約 2,700 人

（注 2）助成金給付には、ハローワーク約 400 人のほか都道府県労働局に約 100 人配置

（イ）厚生労働省の検討状況（回答要旨）

- ① ILO 第 88 号条約を遵守する観点、及び健全な雇用保険制度の運営のため、国が雇用保険と職業紹介を一体的に実施すべきであるとの観点から、ハローワークが全国ネットワークで行う無料職業紹介事業は、国が公務員により直接実施する必要があるということが基本的な考え方であり、包括的民間委託は困難である。
- ② 定員削減については、約 1,000 人（重複計上排除後）を回答。ただし、一部は定員合理化計画での削減予定の内数が含まれる。

（ウ） 今後の検討の方向 （検討中）

オ 社会保険庁関係 <包括的・抜本的な民間委託等>

(ア) 主な業務と関連定員

- ・政府管掌健康保険、厚生年金保険、国民年金等の適用・徴収・給付等

社会保険庁の定員 17,365 人

本庁	約 870 人
地方社会保険事務局	約 3,700 人
社会保険事務所	約 12,800 人
庶務・会計業務	約 1,300 人
厚生年金・政管健保の適用・徴収業務	約 5,000 人（注）
国民年金の適用・徴収業務	約 2,600 人
年金給付・年金相談	約 3,900 人

（注）約 5,000 人のうち、約 1,000 人は政管健保の給付（公法人化）

(イ) 厚生労働省の検討状況（回答要旨）

「社会保険庁の組織・業務改革に伴う人員削減計画」（注）に基づき、今後 5 年間で 3,000 人以上の純減を行うという内容であった。

（注）平成 17 年 12 月 12 日策定。平成 18 年度から 7 年間で、政府管掌健康保険の公法人（非公務員型）への移管（約 2,000 人）を含めて、17 年度の人員に比較し、常勤公務員の定員を 20% 以上（約 3,500 人）純減する。

(ウ) 今後の検討の方向 （検討中）

カ 行刑施設関係 <包括的・抜本的な民間委託等>

(ア) 主な業務と関係定員

- ・ 刑務所・少年刑務所・拘置所（計 74 庁）の設置、管理、受刑者の処遇 等
17,645 人（うち刑務官等の公安職職員 16,739 人）
 - うち 総務部門 約 2,400 人
 - 処遇部門 約 10,550 人
 - 医務部門 約 900 人 等

(イ) 法務省の検討状況（回答要旨）

- ① 従来から民間委託を実施している非権力的業務について、現在 617 ポストの民間委託数を今後 22 年度までの 5 年間で 719 ポスト増の 1,336 ポストまで拡大可能と試算
- ② PFI 方式の刑務所については、山口県美祢市の施設（19 年度開所）及び島根県浜田市の施設（20 年度開所）で職員必要数（法務省想定人数）627 人のうち 290 人（46.3%）を委託予定。その一方、犯罪傾向の進んでいない受刑者の収容施設に限定されること、地域自治体等との緊密な連携が確保されている必要があること、先行 2 施設の実施状況の検証が必要であることなどから、平成 22 年度までに第 3、第 4 の PFI 刑務所の設置は困難

(ウ) 今後の検討の方向 (検討中)

キ 森林管理関係 <非公務員型独立行政法人等>

(ア) 主な業務と関係定員

- ・ 国有林の造成管理、木材の供給、治山事業の実施 等

国有林野事業特別会計の定員 5,264 人

林野庁国有林野部 189 人

森林管理局（7 局）5,056 人

下部組織として、

森林管理署（98 署）、森林事務所（1,256 か所）等（計 3,800 人程度）

(イ) 農林水産省の検討状況（回答要旨）

国有林野事業のうち、「森林の整備や木材の販売等の定型的な業務」を平成 22 年度に非公務員型独立行政法人に移行させることを検討するとしている。非公務員型独立行政法人に移行する具体的な人員数は示されなかった。

(ウ) 今後の検討の方向

（検討中）

ク 国立高度専門医療センター関係 <非公務員型独立行政法人等>

(ア) 主な業務と関連定員

- ・がん等の特定疾病に関する高度医療の実施、研究・開発

国立高度専門医療センターの定員 5,629 人

国立がんセンター	1,325 人
国立循環器病センター	996 人
国立精神・神経センター	1,062 人
国立国際医療センター	1,074 人
国立成育医療センター	740 人
国立長寿医療センター	432 人

(イ) 厚生労働省の検討状況（回答要旨）

ナショナルセンターの役割・位置付けを充実発展させるための条件を担保するのに必要な制度的・財政的な措置（センターの意見の主務大臣による尊重の担保、借入金（約 2,300 億円）の償還等）を講じた上で、「非公務員型独立行政法人」とすることを検討（注）国際医療協力に係る定員（61 人）の一部については本省移管を検討するとしている。

(ウ) 今後の検討の方向

（検討中）

(2) 追加検討要請事項等について

(追加検討要請事項の選定と検討状況)

事務事業の厳しい見直し等により、国の行政機関の定員について5年5%以上の純減を確保し、総人件費改革を着実に実行するため、1月6日の要請事項に追加して各府省に純減方策を検討要請する重要事項として、第2回会議(2月8日)において、以下の7事項を決定した。

- ① 登記・供託関係(法務省)
- ② 国有財産管理関係(財務省)
- ③ 労働保険(労災)関係(厚生労働省)(注)
- ④ 官庁営繕関係(国土交通省)
- ⑤ 国土地理院関係(国土交通省)
- ⑥ 自動車登録関係(国土交通省)
- ⑦ 気象庁関係(国土交通省)

この追加検討要請事項については、関係府省において自ら定員の純減に向けた業務の大胆かつ構造的な見直しを行い、個別具体的な取組方針を検討し、本有識者会議に報告するよう、2月10日の閣僚懇談会で中馬行政改革担当大臣から関係閣僚に対して検討の要請を行った(注1)。有識者会議としては、4月に、関係各省から検討の状況について説明を聴取し、質疑を行うこととしている(注2)。

(注1) これを受けて、同日、行政改革推進事務局から関係府省に対して、それぞれの「定員純減に向けた検討の方向」を示し、それに沿って抜本的な体制の見直しを検討し、その見直し結果を、考え方や根拠とするデータ等とともに提出するよう求めた。

(注2) 労働保険(労災)関係については、第4回会議(3月16日)において、ハローワーク関係と合わせてヒアリングを行っている。

(報告を要請した事項の取扱い)

第2回会議において、委員からの関心が高かった以下の4事項については、追加検討要請事項とはしなかったが、各事項における業務・定員のスリム化の取組状況などについての資料の提出を求めた上で、その取扱いを検討することとした。

- ① 防衛施設関係(防衛庁)
- ② 国税関係(財務省)
- ③ 特許関係(経済産業省)
- ④ 空港整備関係(国土交通省)

これらについては、第5回会議(3月22日)において、提出された資料について審議を行った。

その結果、以下の取扱いをすることとなった。

- ① 4事項のうち、防衛施設関係については、談合事件の再発防止策等についての検討が防衛庁において進んでおり、その中で、防衛施設庁の解体を含む機構改革が進むことが想定されることから、有識者会議としても、総人件費改革の観点からその検討の動向を引き続き注視することとし、今後、防衛庁に状況報告を求めつつ、必

要に応じて議論を行うこととする。

- ② その他の３事項については、各省とも業務の効率化と定員合理化の取組を行っており、また、有識者会議としても、総人件費改革の検討を効果的・効率的に行うため既に検討の対象とした計 15 事項に力を注いで議論を進めていく必要があることから、更なる追加検討要請事項としては取り上げないこととする。しかし、もとより政府部内において自ら厳しく定員管理を続けていくべきことは当然である。このため、今後の関係省の厳しい自己努力を求めるとともに、毎年度の予算編成過程を通じた定員管理を通じて、総務省行政管理局がスリム化努力を厳格にチェックし、定員査定に反映させていくことを要請する。

(3) 地方支分部局等の見直し及びIT化による業務のスリム化

重要方針における地方支分部局等の見直し及びIT化による業務のスリム化については、第1回会議（1月31日）において、「減量・効率化方針」の改定作業を前倒し実施するとの総務省行政管理局の作業方針について有識者会議よりこれを推進するよう求め、第5回会議（3月22日）では、同局が関係各府省との間で取り組んでいる見直しの検討状況について説明を聴取した。

有識者会議としては、同局による下記の取組方針に即して、引き続き見直し作業を積極的に推進し、最終取りまとめに向けて、地方支分部局等の見直しとIT化による減量・効率化に関する取組を具体化する必要があると考える。

【総務省の取組方針】

地方支分部局等及びIT化に係る業務について、これまで予算編成過程で行われていた「減量・効率化方針」の改定作業を前倒し実施し、最終取りまとめに向けて、事務・事業の見直しを徹底する。具体的には、現行「減量・効率化方針」に掲げる個別取組事項（225項目）のうち地方支分部局等及びIT化に係る事項に関し、i）取組内容の具体化や、対象範囲の拡大を図るなど内容の充実深化、ii）その事項が確実に推進されるよう取組の更なる徹底、iii）中期的な取組内容の明記、iv）新規事項への取組等を引き続き進めることとする。

＜地方支分部局等の見直し＞

重要方針に定める厳格な定員管理を通じた1.5%以上の純減の推進に当たっては、メリハリのある定員配置を図りつつ、国の行政機関の定員の約2/3を占める地方支分部局に重点を置いて純減を確保することが肝要であり、このため、「減量・効率化方針」の見直し作業を更に推進する。また、有識者会議による業務の大胆かつ構造的な見直し、「減量・効率化方針」改定の前倒し作業を通じ、既往の閣議決定等のフォローアップを行いつつ、地方支分部局等の定員とともに機構の見直しの検討を進める。

＜IT化による業務のスリム化＞

原則として平成17年度末までに策定することとされている「最適化計画」における業務処理過程の重複の排除、システムの共通化・一元化等の最適化の実施による業務処理時間削減の可能性等に基づく定員合理化効果を検討する。また、「今後の行政改革の方針」（平成16年12月24日閣議決定）に基づき、共通的な業務処理システムの導入に伴う内部管理業務（人事・給与等、共済、物品調達、物品管理、謝金・諸手当、補助金、旅費等の業務）に係る定員合理化効果を検討し、関係定員を3割以上削減するよう方針の具体化を推進する。

3 配置転換、採用抑制等の枠組みについて

内閣官房行政改革推進事務局から、3月16日、下記「配置転換、採用抑制等の枠組みのポイント（案）」に沿って、検討状況の報告を受け、質疑応答を行った。

配置転換、採用抑制等の枠組みのポイント（案）

- 1 定員純減に伴う配置転換、採用抑制等の実施
 - (1) 採用抑制の実施
 - ・ 要合理化部門は、削減の内容に応じ退職後不補充・抑制
 - ・ その他の部門は、長期的な雇用戦略等にも配慮しつつ職員の受入れが見込まれる職域・職種について一定の採用抑制
(要合理化部門所管府省は、一層の自主的努力)
 - (2) 配置転換・研修の実施
 - ・ 要合理化部門からその他の部門への配置転換
 - ・ 配置転換の実施に当たっては必要な研修を実施（効果的な研修の在り方について検討）
- 2 計画の策定及び実施体制
 - (1) 配置転換・採用抑制の全体計画・各年度実施計画の策定
 - ・ 定員の純減に係る個別実施計画の内容を踏まえ、6月に全体計画を策定
 - ・ 次年度の実施計画を各年初に策定（18年度分は全体計画決定後速やかに策定）
 - (2) 実施計画の策定及び実施のための体制
 - ・ 国家公務員雇用調整本部（仮称）の設置
 - ・ 本部幹事、地方推進協議会（仮称）の設置
 - (3) 当面実施する事項
 - ・ 本部の発足、全体計画の策定等に向けた諸準備
 - ・ 当面の採用に関する暫定方針の提示
- 3 その他
 - (1) 全体計画の確実な実施
 - ・ 配置転換対象者への説明、説得
 - ・ 配置転換の進捗状況を踏まえ、全体計画の確実な実施を図るための方策を検討
 - (2) 国の行政機関以外への移籍等
 - ・ 国の行政機関以外への移籍等が可能となるよう、必要な取組

【有識者からの指摘・意見】

- ・ 事業不振の民間企業が行う手段は、退職後不補充、配置転換、出向、転籍から、退職金を割増した上での希望退職までである。職員の事情に応じた多様な選択肢を示す必要があるのではないかと。最後で行き詰まることのないよう手立てを考えてもらいたい。
- ・ 組織の新陳代謝にも配慮したいというのが本音だろう。全て配転というのも無理があるのではないかと。
- ・ 民間の場合には退職金の割増をつけて希望退職を募るのが一般的であり、無理な配転によるコストも考えるべき。優秀な人にはいろいろな選択肢があるはずであり、本人にとってもそれが望ましいのではないかと。
- ・ 閣僚級で雇用の問題を検討するというのは手厚い体制であり、各省は後顧の憂い無く定員の純減を検討してもらいたい。

4 今後の検討に向けて

(1) 事務・事業の削減による「定員の純減」に向けた更なる努力

国の行政機関の職員の定員は、累次の定員削減計画等に基づく定員管理に加え、実施業務の独立行政法人化、国立大学の法人化、郵政現業の公社化等によって、これまで既に約 33 万人程度にまで縮減が進められてきた。こうした中で、重要方針は、総人件費改革の一環として、今後 5 年間で 5 % 以上国家公務員の定員を純減するとの目標を掲げた。この目標を達成するためには、何より毎年度の予算編成過程を通じた厳格な定員管理を行うことにより、業務運営の効率化を通じて一層の定員の純減の確保に努める必要がある。しかし、これにより確保し得る定員の純減規模には自ずから限度がある。したがって、上記の目標達成のためには、社会経済情勢や行政ニーズの変化に適切、的確に対応し、主要な業務のまとまりごとに、事務・事業の整理、包括的・抜本的な民間委託、非公務員型独立行政法人化などの構造的かつ大胆な見直しを進める必要がある。

それぞれの見直しには、以下のような意義がある。

① 行政ニーズの変化に合わせた業務の大胆な整理

これまで実施している事務・事業であっても、社会経済情勢の変化、政策の大きな転換に伴う行政ニーズが変化した場合、それに合わせた業務の大胆な整理が必要である。その際には、引き続き国が業務を行うことが必要又は適当であるかどうかを検証し、国が行う必要がないか又は国が行うことが適当でない業務については、業務そのものを廃止するなど抜本的に国の役割を縮小し、定員の純減を行うべきである。

有識者会議では、行政ニーズの変化に合わせた業務の大胆な整理を行うため、重要方針に個別に列挙された農林統計関係、食糧管理関係及び北海道開発関係を取り上げた。

農林統計関係については、品目別施策から品目横断的な施策へ移行する農政改革の方針に合わせ、全国的に多数の国家公務員を配置して統計調査の实地調査（実査）を行う体制の抜本的な見直しが必要となる。

食糧管理関係については、国による主要食糧の全面管理から、流通業者が多様な販売活動を行う流通制度に改められたが、旧食糧事務所の部門にはなお大規模な定員が配置されており、主要業務ごとに抜本的な見直しが必要である。

北海道開発関係については、国の地方支分部局と地方公共団体（北海道）の管轄区域が同じであるとの地域特性があり、地方公共団体との関係が課題（「二重行政」の指摘）であることに加え、業務執行体制の大幅な合理化・効率化が求められている。

② 包括的・抜本的な民間委託等

引き続き国が責任を持つべき業務分野であっても、そのすべてを国の行政機関の職員である国家公務員が直接実施する必要があるわけではない。事務・事業の実施について、直接国が行う必要がなく民間に委ねることが可能と考えられる分野であるか、国が直接行うよりも、民間の知見やノウハウを活用することにより、国民に対してより効率的・上質なサービスの提供が可能と考えられる分野については、これまで以上に民間委託の手法を積極的に活用すべきである。

民間委託については、これまでも業務の一部ごとに実施されているが、今後は、個々の業務要素ごとにではなく、できる限り業務全体について包括的・抜本的な民間委託を進めるべきである。業務の一連のプロセスを一体として委ねることにより、民間のノウ

ハウの一層の活用が図られ、より一層の効率化、サービスの向上が期待される。

有識者会議では、包括的・抜本的な民間委託等の検討対象として、重要方針に列挙されたハローワーク関係、社会保険庁関係及び行刑施設関連の業務を取り上げた。いずれも市場化テストのモデル事業の対象業務である。また、市場化テストについては、今国会に関連法案も提出されており、重要な取組として定着と発展を期待する。しかし、総人件費改革にとっては、新たな仕組みの導入を待つまでもなく、民間でできることは民間に包括的・抜本的に委託していくことが必要である。

③ 非公務員型独立行政法人化

国の行政機関が現在行っている業務のすべてが、政策の企画立案に当たるわけではない。行政機関の業務について政策の企画立案と実施とをできる限り分離し、後者のうち、国として直接実施する必要はないがなお完全に民間に委ねることが適当でない業務を独立行政法人化することは、重要な行政改革である。

行政機関の職員数の削減と規模の縮小は、それ自体も重要な取組だが、何より行政機関の本体を簡素で効率的なものとし、行政機関本体の資源を政策の企画立案に効果的に集中させることができる点が重要である。法人化される実施部門にとっても、工夫により国民へのサービスの効率性や質を一層向上させ得る仕組みとして有効である。その際、国の行政機関ではない独立行政法人の職員の身分は、非公務員が原則であることを銘記することとしたい。

具体的には、公務員であることによる制約がなくなることにより、民間企業・研究者との自由な人事交流の実施が可能となり、インセンティブを引き出すような給与体系も可能となるメリットがある。また、業務の性質に応じて民間資金の導入等も可能となる。

非公務員型の独立行政法人であっても、法律上の権限付与により公権力の行使の業務を行うことは可能であり、これまで国が実施している業務が円滑に実施できなくなるとの懸念は、必要な法的手当てを適切に講じることでなどにより対処可能である。

なお、独立行政法人には、独立行政法人通則法に基づく財務情報の開示制度や外部監査制度が適用されるなど、透明性の高い制度となっている。

有識者会議で検討対象として取り上げた事項は、追加要請事項を含めても限られている。その他の事務・事業についても、今後、総人件費改革の実施期間を通じて、業務の執行体制や運営方法について不断の見直しを行い、業務運営の効率化を通じた定員の削減を進め、政府全体としての定員の純減目標を確実に達成することが必要である。

そうした取組は、国の行政機関の定員管理・組織管理や電子政府の推進などを担当する総務省行政管理局を中心に、毎年度の予算編成過程等を通じて徹底していくこととなる。この関連で、重要方針中にも挙げられていた事項のうちの横断的な取組である地方支分部局等の見直し及びIT化による業務のスリム化が重要である。

特に、地方支分部局等については、事務の性質に応じた統廃合や組織・定員の合理化を進めるなどの抜本的かつ重点的な見直しを進めるとともに、総人件費改革により職員数の規模を大幅に縮小することとなる部門について、その規模にふさわしい組織体制や配置としていくことが必要である。また、行政機関の内部管理業務要員の3割以上の合理化とともに、電子政府・電子自治体の推進と国・地方間の連絡調整について汎用性のあるシステムを構築するなどにより、国・地方を通じた業務の効率化を一層推進すべき

である。

（２）配置転換、採用抑制等の枠組みの構築

個別事項について事務・事業の見直しを行い、国の行政機関の定員の純減を進めるに当たっては、重要方針にも示されたとおり、これら事務・事業に従事する職員の円滑な異動を図り、雇用を確保するため、府省間を含む配置転換や研修、採用抑制の仕組みを構築し、実行していくことが必要である。

これについては、「配置転換、採用抑制等の枠組みのポイント（案）」として、現時点での検討状況の説明を受けたが、早急に具体化を図り、政府全体としての実効ある仕組み作りを急ぐことを強く期待する。

また、この仕組みの運用に当たっては、公務能率の維持・向上にも十分配慮しつつ、公務人材の有効活用のため、各府省における配置転換の積極的な受入れ等の取組を行うとともに、職員に対しては多様な選択肢を提示できるよう、国の行政機関以外への転身等についても条件整備が求められると考える。

（３）今後のスケジュール

重要方針では、国の行政機関の職員の定員の純減方策について、遅くとも本年６月頃までに行政改革推進本部において成案を得、政府の方針として決定することとしている。

有識者会議としても、政府における検討に資するべく、今後引き続き精力的に検討を進める。４月以降には、残された６事項も含めたヒアリングを実施して関係府省との議論を進め、定員の純減に向けた取組の具体的な方向性について、政府の成案策定に間に合うよう取りまとめることとする。

その際、今回の「中間取りまとめ」については、内閣官房を通じてホームページ等において公表し、国民各層からの意見を求めることとしたい。寄せられた意見を今後の会議においても参考としながら、検討を進めることとしたい。

有識者会議は、全閣僚で構成する行政改革推進本部の本部長である内閣総理大臣の委嘱を受け、重要方針が定めた国の行政機関の職員の純減のための具体的な方策の検討を行っている。有識者会議としても今後の審議に全力を上げるが、個別具体的な方策については、遅くとも６月までに成案を得るとされており、許された時間は短い。政府としての成案の取りまとめに向け、この中間取りまとめに示した今後の検討の方向を踏まえて、各大臣の指導の下で、関係省が自ら積極的に見直しを行うことが必須である。

それぞれの事項が政府目標である総人件費改革の実現にどう寄与していくのかが問われている。関係各省に対しては、有識者会議の指摘に応え、事務・事業の見直し内容とそれに伴う定員の純減規模を早期に具体化し提示することを強く求めたい。